

賃貸借契約特約事項

- 1 物件に対する動産総合保険への加入は、乙の任意とし、保険料は乙の負担とする。
ただし、別途仕様書等で指示しているものについてはこの限りではない。
- 2 天災、事故ならびに甲の故意、過失に拠らない損害が物件に生じた場合、物件の補完方法は、甲乙双方の協議とし、誠意を持って対応すること。
- 3 長期継続契約の場合、契約締結の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約金額を減額し、又は契約を解除する。
- 4 本特約事項は、契約書に優先する。